

山梨県公募型プロポーザル方式事業者選定等委員会
富士山吉田口県有登下山道規制警備現地収納業務委託に係る企画提案審査会
会議録

（令和 7 年 7 月 9 日掲載）

1 日時 令和 7 年 6 月 5 日（木曜日） 14 時 15 分～16 時 45 分

2 場所 県庁防災新館やまなしプラザオープンスクエア

3 出席者（敬称略）

（委員）塩島健太郎 仲原沙希 三枝徹

（事務局）富士山観光振興グループ振興監補佐 他（計 3 人）

4 会議次第

（1）開会

（2）審査委員紹介

（3）議事

（4）閉会

5 会議に付した事案の案件（又は議題）

（1）会議の非公開について【非公開】

（2）会長の互選について【非公開】

（3）審査会運営要綱の制定について【非公開】

（4）企画提案の審査及び受託事業者の選定について【非公開】

6 議事の概要

（1）会議の非公開について

（委員） 審議会については、山梨県情報公開条例に定める不開示情報に該当する事項について審議を行うときは、会議の全部または一部公開しないことができるとされている。本審議会はプロポーザル審査を行うものであり、審査前に委員を公にすることで、審査の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。また、議事（4）の企画提案の審査及び受託事業者の選定について、提案企業がこれまでの事業活動において蓄積したノウハウ等が含まれ、これを公にすることにより、提案企業の競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがある。よって山梨県情報公開条例第 8 条に規定する不開示情報に該当することから、本日の委員会のすべてを非公開とすることを提案するが如何か。

(異議なし)

(委 員) それでは本日の委員会は非公開とする。

(2) 会長の互選について

(委 員) 附属機関の設置に関する条例第5条の規定により、審査委員会には委員の互選により会長を置くこととされている。皆様がよろしければ観光文化・スポーツ部富士山観光振興監の三枝委員に会長をお願いしたいと思うが如何か。

(異議なし)

(会 長) 皆様には審査委員をお引き受けいただき感謝。事前に書面審査をいただき重ねて感謝。富士山吉田口県有登下山道規制警備現地収納業務は、富士山五合目ゲートにおける警備、五合目・六合目窓口における通行料の収納業務、馬返し及び佐藤小屋付近で案内を行うのも。昨年度導入した登山規制及び通行料の根幹となる業務であり、本業務を円滑に実施することが、登山規制、安全登山の実現につながるものと考えている。事業の効果を最大化するため、委員の皆様からの忌憚のない意見をいただく中で、事業者を選定したい。本日は審査についてよろしくお願いします。

(3) 審査会運営要綱の制定について

(会 長) 附属機関の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定めることとされている。資料1を御覧いただきたい。本審査会の業務として企画提案を審査すること、庶務を富士山観光振興グループが処理することなどを定めるものである。これに御異議あるか。

(異議なし)

(会 長) 要綱については、お諮りしたとおりとさせていただく。

(4) 企画提案の審査及び受託事業者の選定について

(会 長) 審査方法について事務局から説明をお願いする。

(事務局) 審査方法について説明する。企画提案を募集したところ、3社から提案

があった。本日のプレゼンテーションは、企画提案書が富士山観光振興グループに届いた順に実施する。審査は提案者名がわからない形で行う。提案者①から順に、プレゼンテーションを15分間、その後質疑を15分行う。質疑終了後、採点時間を5分とり、次の企業のプレゼンテーションに移る。これを繰り返し、3社のプレゼンテーション、質疑が終了したら、審査票に記入いただき、事務局にご提出いただく。提出いただいた審査票の点数を事務局で集計し、結果を確認していただく。また、本日の審査結果については、3人の審査委員の合計点と審査委員の氏名を公表する。また議事録の要旨についても公表するのであらかじめ御了承いただきたい。

(会 長) 事務局からの説明に委員の皆様から質問等あるか。

(質疑なし)

(会 長) 質問がなければプレゼンテーションに入る。

(企画提案者3社のプレゼンテーション、質疑)

(会 長) 審査票に点数を記入いただいて事務局に提出していただきたい。

(審査票を事務局で集計) ※

(会 長) 委員から各社のプレゼンテーションに対するご意見を伺いたい。

(各委員からの意見) ※

※審査結果(各事業者の点数及び委員の意見等)は、別紙審査結果のとおり。

(会 長) 提案者②が224.58点で最高点であるため、提案者②を最優秀提案事業者に決定してよろしいか。

(異議なし)

(会 長) 今後、県において契約の準備を進めていくが、契約の際に留意すべきこととして県に伝えることがあればお願いしたい。

(意見なし)

(会 長) 県においては、審査の内容等も勘案しながら、よりよい事業成果を出せるよう事業執行に取り組んでいただきたい。以上で審査を終了する。

(事務局) 審査委員の皆様に感謝。冒頭申し上げたように、審査結果については、3人の審査委員の合計点を項目ごとに公表、また議事録についても、可能な範囲で公表する。また本日のプレゼン内容については、企業のノウハウが入っていることから、外部へ公表しないようにお願いします。また、プレゼン資料は回収して処分するので、机の上にそのまま置いたままにしてください。加えて、事前を送付した電子データについても、削除していただきたい。本日はお忙しいところ、出席いただき感謝。

別 紙

山梨県公募型プロポーザル方式事業者選定等委員会

富士山吉田口県有登下山道規制警備現地収納業務委託に係る企画提案審査会 審査結果

【審査年月日】 令和 7 年 6 月 5 日

【担当所属】 観光文化・スポーツ部富士山観光振興グループ

評価項目	配点	総合警備保障株式会社山梨支社	A社	B社
類似事業の経験や専門知識等	30	20	18	22
実施体制・法令遵守・個人情報保護体制	15	12	11	10
本事業の目的に対する基本的な考え方・スケジュール	30	20	20	20
公金取扱における安全性の確保	60	48	40	36
公金取扱における正確性の確保	60	48	44	36
警備員同士の連携	30	22	16	20
ゲート警備員と徴収事務の連携 (混雑時の対応)	30	24	20	18
現地対応（おもてなしの姿勢、 苦情対応、外国人対応等）	15	8	9	9
その他自由提案	15	8	11	10
価格点	15	14. 58	14. 91	15
合計	300	224. 58	203. 91	196
委員の主な意見		・実施体制や公金の取扱について具体的に示されている。 ・窓口対応等のサービスについて改善の余地あり。	・業務経験を生かした独自の工夫が評価できる。 ・警備員同士の連絡体制について不安が残る。	・類似事業等の経験が多く、業務の理解度が高い。 ・具体的な実施内容が不明確な部分がある。